

お知らせ

家屋調査にご協力ください

平成29年1月2日から平成30年1月1日の間に、家屋の新築・増築・取り壊し（一部取り壊しを含む）をされた方、または今後予定のある方は、8月31日(木)までに税務課にご連絡ください。

※全ての家屋（農業用・プレハブ倉庫・車庫等を含む）が調査対象となります。

■問い合わせ

税務課 課税第二班
☎0820(74)1008

耕作を放棄した農地等の管理について

～適正な管理をお願いします～
近年、農業の担い手の減少や高齢化による労働力の減少などにより、耕作放棄地や不付地などのいわゆる遊休農地が増加し、セイタカアワダチソウや防風林等の雑草木が繁茂した土地が多く見受けられます。

特に、周辺に耕作中の農地や住宅地がある場合は、病害虫の発生・ゴミの不法投棄・

交通の妨げなど、農作物や周辺住民の生活に悪影響が及ぶことになり、周辺環境に対する配慮が必要です。

所有者・管理者の方におきましては、周辺農地や住民の方に迷惑が及ばないように、雑草木等の除草・伐採（陰切り）など適正な管理を行っていただきますようお願いいたします。

■問い合わせ

周防大島町農業委員会（農林課内）
☎0820(79)1002

介護保険負担限度額の認定更新

介護保険施設の入所者やショートステイのサービスを受けている方は、居住費と食事の全額を本人負担していただくことになっていますが、市町村民税非課税世帯の方や生活保護受給世帯の方については、本人負担額の上限を定め、負担が軽減される制度です。

■対象者

・市町村民税非課税世帯の方で、次の要件をすべて満たす方。

①配偶者が別世帯の場合、配偶者も市町村民税非課税であること。

②本人および配偶者の預貯金等が一定額（単身の場合は1000万円、夫婦の場合は2000万円）以下であること。

※非課税年金（遺族年金・障害年金）も勘案されます。

■手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。また、申請の際には、預貯金通帳等の写し（本人および配偶者の所有すべて）が必要となります。

■申請・問い合わせ

介護保険課介護保険班
☎0820(73)5503
または、各総合支所・出張所

社会福祉法人等による利用者負担軽減の更新

社会福祉法人等が運営する施設等で提供する介護サービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です。

■対象者

・市町村民税非課税世帯の方で、次の要件をすべて満たす方。

①年間収入が、単身世帯で150万円以下、世帯員1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

②預貯金の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員1人増えるごとに100万円を加

算した額以下であること。

③日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

⑤介護保険料を滞納していないこと。

■対象となるサービス

・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

・短期入所生活介護、通所介護、訪問介護、小規模多機能型居宅介護

■負担軽減の割合

・利用者負担額（1割自己負担、食費、居住費または滞在費の100分の25）

・高齢福祉年金受給者は、利用者負担額、食費、居住費または滞在費の100分の50

■手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。

■申請・問い合わせ

介護保険課介護保険班
☎0820(73)5503
または、各総合支所・出張所

平成29年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験を実施します

この試験は、病気などやむを得ない事由により、就学義務

なつやすみ

こども50円バスを実施します

7月20日(木)～8月31日(木)

♪運賃額

全区間一律で1乗車につき50円

現金でお支払いの場合のみ対象となります。他の割引との併用や、バスカードでのお支払いはできません。

♪対象路線 防長交通(株)が運行する一般乗合路線（※高速バス、スーパーはぎ号、空港連絡バス、岩国市由宇町内の路線バス、定期観光バスは除きます。）

♪対象者 小学生以下の児童・幼児
♪利用例 平野から徳山まで行く場合

・周防平野～大島駅前 50円
・大島駅前～柳井駅前 50円
・柳井駅前～徳山駅前 50円 合計150円で到着



♪問い合わせ 防長交通(株)平生営業所 ☎0820(56)5100